

資料 No. II

労働基準法における技能者養成規定

の制定過程（年表）

（労働法制審議会及び同小委員会

における審議経過

公聴会及び各界からの意見

国会審議を中心とする

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係

B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係

C. 実態及び関連事項

S 2 0 年

8/14 御前会議，ポツダム宣言受諾を決定中立国を通じ、
て連合国へ申し入れ。 ①

8/14 天皇，戦争終結の詔書を録音。 ②

8/15 正午，戦争終結の詔書を放送。 ③

8/15 <鈴木内閣総辞職> ④

8/16 「動員解除に関する件」 ⑤

8/17 <東久邇宮稔彦内閣成立> ⑥

8/17 勤労学徒引揚通牒。 ⑦

8/26 終戦連絡中央事務局官制公布。 ⑧

8/28 文部省，9月中旬までに学校の授業再開を通牒，
「時局の変転に伴う学校教育に関する件」「実業
学校の名称並に学科の変更に関する件」。 ⑨

8/28 連合軍先遣部隊，厚木飛行場に到着。 ⑩

8/28 連合軍総司令部（GHQ）を横浜に設置。（9/15東
京日比谷の第一生命相互ビルをGHQ本部とする）
⑪

8/28 マッカーサー，厚木到着。 ⑫

9/2 降服文書に調印。 ⑬

9/2 GHQ，軍需生産全面停止を指令。 ⑭

9/6 米大統領「降服後における米国の初期の対日方針」
を承認，マッカーサーに指令。 ⑮9/9 マッカーサー，日本管理方式につき声明発表。
（間接統治・自由主義助長など） ⑯9/10 GHQ，言論及び新聞の自由に関する覚書。（報
道制限） ⑰

9/12 「時局の急転に伴う学校教育に関する件」 ⑱

9/15 文部省，「新日本建設の教育方針」を公表。（国
体護持，平和国家建設，科学思考力の養成を
強調） ⑲8/20 厚生省，転換労働者応急措置を決定。（就職雇
入制限撤廃通牒） ①8/22 勤労制限廃止。（民間部門雇入れ自由とな
る） ②

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
9/20 「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」。(20) 9/22 CIEの設置。(21) 10/1 情報局に輿論調査班設置。(22) 10/1 「終戦後に於ける学徒勤労実施に関する件」(23) 10/5 <東久邇内閣総辞職>(24) 10/8 「男子中等商業学校より転換せる学校の取扱に関する件」。(25) 10/9 GHQ, 東京5紙に新聞事前検閲開始。(26) 10/9 <幣原喜重郎内閣成立>(27) 10/10 政治犯3000人釈放, 出獄した徳田球一, 志賀義雄, 「人民に訴う」を声明。(28) 10/11 マッカーサー, 新任挨拶の幣原首相に憲法の自由主義化および人権確保の5大改革を口頭で要求。(婦人解放, 労働組合結成奨励, 学校教育民主化, 秘密審問司法制度撤廃, 経済機構民主化)(29) 10/13 政府, 国務相松本丞治を主任として, 憲法改正に関する研究開始を決定。(30) 10/15 治安維持法, 思想犯保護観察法等を廃止。(31) 10/20 日本共産党機関紙「赤旗」再刊。(32) 10/22 GHQ「日本教育制度に対する管理政策に関する件」を指令。(軍国主義・超国家主義的教育を禁止)(33) 10/27 憲法問題調査委員会(松本丞治国務相中心)発足。(34) 10/30 GHQ, 「教育及教育関係官の調査, 除外, 認可に関する件」教育関係の軍国主義者・超国家主義者の追放, 調査機構の設置などを指令。(35) 11/1 名溪会「新日本建設に関する意見」を発表。(36) 11/2 日本社会党結成。(書記長 片山哲)(37)	10/1 閣議, 「労働組合に関する法制審議立案に関する件」了解。(予想される連合軍総司令部の労働政策に対処するため審議機構を設ける) 10/27厚生省に労務法制審議委員会を設置。(1) 10/11 マッカーサー, 労働組合結成を奨励! 「搾取と酷使から労働者を保護し, 且つ生活水準向上のため有力な発言権を得る為の威信を獲得し, 又児童労働の如き弊害を矯正するのに必要な措置を講ずることが肝要」と要請。(2) 10/11 工場事業場技能者養成令・学校技能者養成令を廃止。(3) 10/24 工場法戦時特例等廃止。(11/1施行)(技能者養成制度戦時体制以前にもどされる)(4) 10/27 厚生省に労務法制審議委員会(官制によらない)を設置。第1回委員会を開催(労働組合法案の作成審議を開始)(5) 10/27 厚生省勤労局を改組, 労政局, 勤労局を設置, 社会局を置く。(6) 11/1 日本占領及び管理のための連合軍総司令官に対する初期の基本指令において, 「日本側に対し労働に対する戦時の統制をできるだけ速やかに撤廃し, 労働保護法を復活するよう要求する」(7)	9/30 大日本報国会および大日本労務報国会解散。(3) 10/1 財団法人労務協会結成。(4) 10/6 国民勤労働員署を勤労署と改称。(5) 10/10 松岡駒吉の招請で旧総同盟, 全労, 全評などの関係者, 全国的単一組織の結成をめざし全国労働組合結成懇談会開催。12/14労働組合総同盟準備会, 綱領を決定。(6) 10/12 国民勤労働員令等廃止。(7) 10/22 労務供給事業規則改正。(8) 11/2 厚生・内務両省, 「労働争議の調停に関する件」通牒。(9)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
11/2 文部省，自由主義教授の優先復帰と軍国主義および占領政策に反意を示す者の解職を通達。 ③⑧ 11/4 政府，持株会社，三井，安田，住友，三菱のいわゆる4財閥の自発的解体計画をGHQに提出。 ③⑨ 11/6 GHQ「持株会社の解体に関する件」 ④⑩ 11/9 日本自由党結成。（総裁 鳩山一郎） ④① 11/11 日本共産党：「新憲法の骨子」を公表。「人民の生活権，労働権，教育される権利を具体的設備を以て保証する」ことを主張。 ④② 11/16 日本進歩党結成大会。（幹事長 鶴見祐輔） ④③ 11/22 科学教育振興懇談会，第1回開催。 ④④ 11/22 近衛文磨，帝国憲法改正要綱（近衛案）を天皇に報告。 ④⑤	11/24 労務法制審議委員会，「労働組合法案」を答申。答申にあたり労働省の設置を附帯決議。 ⑧ 11/29 幣原首相，西尾末広氏の質問に対し「現在のところ労働省の設置は考えていない」と答える。 ⑨	11/5 厚生省に労働争議調停委員会設置。 ⑩
12/1 共産党第4大会（～12/3），12/6 徳田球一書記長に就任。 ④⑥ 12/1 全日本教職員組合（全教）結成。 ④⑦ 12/2 日本教育者組合（日教）結成。 ④⑧ 12/15 GHQ，国家神道（神社神道）に対する政府の保証・支援・保全・監督および公布の廃止に関する覚書。 ④⑨ 12/18 日本協同党結成。（委員長 山本実彦） ⑤⑩ 12/20 憲法研究会のメンバー高野岩三郎，「改正憲法私案要綱を発表，生存権，休養権などとともに「国民は教育を受けるの権利を有す」と主張。 ⑤①	12/6 政府，労働組合法案を衆議院に提出。12/18成立。 ⑩ 12/20 国家総動員法，戦時緊急措置法各廃止の件公布。 ⑪ 12/22 労働組合法公布。（団結権保障・団体交渉権保護など）S.12/3/1施行。 ⑫ 12/30 厚生大臣，労務法制審議委員会に労働関係調整法の立案につき諮問。S.21/5/30答申。 ⑬	12/3 失業対策委員会設置。 ⑪ 12/4 芦田厚相，貴族院で復員者を含め離職者総数，1324万人と発表。（この他，知識層の失業者はおよそ140万人に達する見込み） ⑫

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
8. 21年 1/1 天皇，神格化否定の詔書。マッカーサー，詔書に満足の意を表明。 ⑤2 1/4 GHQ，軍国主義者の公職追放を指令。 ⑤3 1/5 GHQ，米国教育使節団派遣を発表。 ⑤4 1/9 憲法問題調査委員会小委員会，（宮沢俊義作成）「日本臣民は法律の定むる所に従い教育を受くるの権利義務を有する」1/23「日本臣民」を「日本国民」と書き改める。 ⑤5 1/9 GHQ，覚書「日本教育家の委員会に関する件」において米国教育使節団に協力すべき「日本教育家の委員会」の設置を指令。2/7 発足。（委員長 南原繁） ⑤6 1/17 GHQ，「日本教育制度に対する管理政策適用に関する件」。 ⑤7 1/21 自由党，憲法改正要綱を発表。 ⑤8 1/28 里見岸雄，「大日本帝国憲法改正案私擬」を発表「日本臣民は法律の定むる所に従ひ教育を受くるの義務を有す」。 ⑤9 1/28 高野岩三郎，「改正憲法私案要綱」を発表。「国民は教育を受くるの権利を有す」 ⑥0 2/3 マッカーサー，GHQ民政局に三原則，（天皇は国家の首都にある，戦争を放棄する，封建制度を撤廃する）に基づく日本憲法草案の作成を指示。 ⑥1 2/8 憲法改正要綱（松本試案），GHQに正式提出。（教育を受ける権利については明記されず） ⑥2 2/10 GHQ，憲法案を完成。 ⑥3 2/13 GHQ，憲法改正松本試案を拒否。GHQ草案を政府に交手。（法律は，教育のすべての面につき社会の福祉並びに自由・正義及び民主主義の増進と伸張を目的にすべきである，無償の義務教育を設けなければならない）＜教育を受ける権利については明らかでない＞ ⑥4	1/末 連合軍総司令部労働諮問委員会，来朝。（陸軍省人的資源問題顧問エベリング博士団長以下14名60日以内に調査成果を総司令部に提出の予定） ①4 2/13 GHQ憲法草案：「児童の搾取はこれを禁止する」，「社会保障を設けなければならない」「勤労条件，賃金および就業時間について基準を定めなければならない」ことなどを要請。 ①5	1/27 東京各地の工場代表者会議を基礎に，関東地方労働組合協議会結成。 ①3 1/30 GHQ，労働組合の生産管理について，もしそれが非合法ならば不賛成であるとの見解を言明。 ①4 2/1 政府「労働争議違法処断共同声明」を発表。 ①5 2/2 GHQ，労働争議につき合法的な生産管理は妥当と見解を発表。 ①6 2/5 財団法人労働科学研究所再発足。（S.15/11/23 大日本産業報会の創立に際し，同会に統合されていた） ①7 2/8 内務省，「労働争議に伴う不法行為の防止取締り」 ①8 2/9 失業対策委員会，厚生大臣あて「失業対策として急速に措置すべき事項に関する意見」建議。（労働行政部門の強化，各種調査研究機関の設置，補習教育の整備，学校教育年限の復旧，大学院等制度の拡充など） ①9

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
2/14 日本進歩党、「憲法改正要綱」を發表。「教育の制度に関する重要なる事項は法律に拠る」（教育を受ける権利についての規定なし）^{⑥5} 2/18 日本側教育家の委員会の設置。（委員長南原繁）^{⑥6} 2/22 自由党、政界に反共運動のための団結を呼びかける声明書を發表。^{⑥7} 2/24 日本社会党、「新憲法要綱」を發表。「就学は国民の義務なり、国は教育普及の施設をなし、文化向上の助長をなすべし」（教育を受ける権利についての規定なし）^{⑥8} 3/2 政府、GHQ草案の趣旨に基づく憲法改正草案を作成。3/4 GHQに提出。両者の審議により、3/5 確定草案作成。^{⑥9} 3/5 第1次米国教育使節団来日。^{⑦0} 3/5 憲法懇談会、「日本国憲法草案」を發表、「国民は凡て教育に対する均等なる機会を与へらるべし」^{⑦1} 3/6 政府、憲法改正草案要綱を發表。（主権在民、天皇象徴、戦争放棄を規定）マッカーサー、全面的承認を声明「国民は凡て法律の定むる所に依り其の能力に応じ均しく教育を受くるの権利を有すること」^{⑦2} 3/20 極東委員会、最終憲法草案に関する極東委員会の最終的審査権を保留し、新憲法の制定過程で日本の世論を尊重せよとのマッカーサー宛指令を全会一致で決定。^{⑦3} 3/31 第1次米国教育使節団、GHQに「米国教育使節団報告」を提出。	3/1 労働組合法施行。^{①6} 3/13 厚生省、労政局に、労政課、労働保護課、給与課、調査課を置く。（労働保護課において、この頃より、労働保護法の草案起草の準備がはじめられる）^{①7} 3/31 教育使節団、「日本における民主主義の保証としては一団の熟練せる職についている見聞の広い工員に優るものはない。彼等は一つの産業的資産であると共に精神的資産である」^{①8}	2/14 閣議、緊急失業対策要綱を決定。^{②0} 2/15 閣議、経済緊急対策の一環として、「緊急就業対策要綱」を決定。この決定により、国民勤労所（4所）、機械工養成所（40所）、幹部機械工養成所（9所）、地方勤労訓練所（47所）は職業補導所として運営されることになり、戦時中に設置された職業補導所（132所）とともに戦後の失業救済機関となる。^{②1} 2/28 厚生省、大阪、福岡に傷疾者職業補導所、東京都に婦人職業補導所を設置。^{②2} 2/- 八幡製鉄所、敗戦の結果、教育部門も機構が縮小され、教育局は廃止され、教育課・高等科・普通科・青年学校よりなる教習所がこれに代る。S.20年3月当時従業員数、67,103人（中職員9,853、工員56,887）であったものが、S.22年3月には28,663人（職員4,963、工員23,444）に縮小された。^{②3} 3/5 内閣、無線電信講習所規則を公布。本科、専攻科、特科、別科をおく。ただし専攻科は中央無線講習所のみにおかれる。S.24/5/31 通信省より文部省に移管され、電気通信大学及び国立電波高校となる。^{②4} 3/11 運輸省、中央気象技術官養成所（気象大学校の前身）規則の一部を改正、条文中より戦時色を払拭。^{②5} 3/27 運輸省、鹿児島商船学校を文部省に移管。（鹿児島大学水産学部の前身）^{②6} 3/29 内務省、消防官吏教養規程を公布。^{②7} 3- 国民学校修了者の求人数は男20万、女22万に対し、就職希望者は6万8千、女6万9千。^{②8}

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実態及び関連事項
3/- 日本職業指導協会，米国教育使節団に対し，職業指導の重要性を強調した意見を具申。(75) 4/7 GHQ，「米国教育使節団報告書」を発表。(76) 4/10 極東委員会，新憲法の採択過程に関与したいと全会一致で要望。(77) 4/13 マッカーサー，上記要望を拒否，6/14 米政府マッカーサー回答を極東委員会に通過。(78) 4/17 政府，日本国憲法草案を発表。(79) 4/20 持株会社整理委員会公布。(80) 4/22 幣原内閣総辞職。（以後約1ヶ月政治的空白期）(81) 4/22 帝国弁護士会，「日本国憲法改正草案」を発表。「国民は法律の定むる所に従ひ均しく教育を受けるの権利を有す」(82) 5/4 GHQ，自由党総裁鳩山一郎が公職追放に該当する旨政府に通過。(83) 5/13 極東委員会，新日本憲法採択の三原則を決定。（審議に十分な時間と機会，明治憲法との法的継続性，国民の自由な意志表明）(84) 5/15 対日理事会で，アチソン米代表，反共を表明。(85) 5/15 文部省，「新教育指針」を発表。(86) 5/19 食糧メーデー。(87) 5/20 マッカーサー，大衆示威運動に対し，「暴民デモ許さず」と声明書を発表。(88) 5/22 第1次吉田茂内閣成立。(89)	4/1 国家総動員法廃止，機械技術員養成所官制を廃止。(19) 4/11 厚生省労政局労働保護課，「労働保護法作成要領」を作成。（労働保護法は技術的専門的事項が多いため，本法作成に当っては労務法制審議委員会を十分に活用しながらも，総てを委員会にゆだねることなく，一応官庁案を作成提案し，委員会，官庁合体したる案を作成する）(20) 4/12 労働保護課，労働基準法草案（第1次案）を作成，第1読会を開く。 ・最低年令を15才とし国民学校の修了者は14才以上とする。 ・徒弟を雇傭する事業主の資格は命令をもって定める。 ・事業主に安全教育を義務づける。(21) 4/? 労働保護課，労働保護法案要綱（第1回原稿鉛筆書き）を作成。 ・第一章 総則 第一条に「人たるに価する・・・」を謳う。（ワイマール憲法にならう労働憲章的発表） ・§5「徒弟の定義」を設け，「徒弟」の概念が吟味される。 ・第六章徒弟，第七章安全衛生。(22) 4/24 労働保護課，労働保護法案要綱（第2次案）を作成，第2読会を開く。 ・「労働者の人格を尊重し人たるに価する……………」 ・「徒弟の作業の種類，契約の期間，賃金及労働時間其の他に付命令の定むる所に依り行政庁の認可を受くべし」 ・「事業主は徒弟の心身の発達及技能教育に関し善良」であること。 ・「技能の習得に関係なき作業に従事せしめることを得ず」(23) 5/8 GHQ，雇主が労働者募集に際し労働条件を明らかにするよう行政措置を講ずべきことを指示。(24) 5/8 労働保護課，労働保護法案要綱（第2読会の原稿2）を作成。 ・「労働者の人格を尊重し……」を「労働関係より生ずる害悪を除去し労働者をして人たるに価する……………」と書き直す。 ・最低限度の労働条件の基準を定めることを強調。(25) 5/10～13 労働保護課，第2会を了え，労働保護法草案（第3次案）を作成。 ・以下の章だてで，法案の体裁ほど整う。 第1章総則（8ケ条），第2章労働契約（14ケ条），第3章労働時間，休憩；休日（9ケ条） 第4章安全及衛生（13ケ条），第5章女子及び年少者（12ケ条），第6章徒弟（7ケ条）， 第7章災害補償（10ケ条），第8章就業規則（5ケ条），第9章寄宿舎（3ケ条）。 第10章監督機関（5ケ条），第11章雑則（7ケ条），第12章罰則 ・第6章徒弟：「事業主の資格」を「徒弟使用者の制限」とし，「徒弟使用者の制限」と「徒弟の保護」の2つに分けて規定。(26) 5/13 労働保護課，労働保護法案（第4次案）を作成。 ・第6章徒弟：「徒弟の意義」（徒弟とは使用者と生活を共にして技能を修得する目的をもって使用される未発達の労働者）を加え，「徒弟使用者の制限」と「一般規定に対する例外」との3つに分けて規定。(27)	4/1 三菱重工業（株）長崎造船所，私立三菱長崎工業青年学級の学則を改正，普通部，専門部，専攻科をおく。(29) 4/26 失業者600万（潜在失業者を含む），完全失業者159万といわれる。(30) 4/- スタンダード靴（株），製靴学校を設置。（のち高等学校に昇格）(31)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実態及び関連事項
	5/15 局長審議：第1章，第2章につき特に審議。 ◦「害悪の除去」は如何にも資本家が悪いと云ふ感じ「労働関係より生ずる害悪を除去し」は削りた い。 ⑳ 5/28 閣議，労働省の設置を決定。 ㉑ 5/28 労働組合総同盟拡大中央委員会，「労働者の生活権を保障する労働法の不足な現在，かかる法律 （労働関係調整法）の制定は資本の攻勢を支援する結果となる」と決議。 ㉒ 5/30 労働保護課，労働保護法案の第3読会を開き，第3章より第11章まで逐条審議。 ◦第6章についてはコメントなし。 ㉓ 5/30 労務法制審議委員会，「労働関係調整法案」につき答申。 ㉔ 5/31 労務法制審議委員会において，荒畑勝三，加藤勘十，志賀義雄ら労働者側委員，「労働争議の予防解 決のための先決問題は，労働者の生活安定に関する適当な労働法の制定に在る。これなくして労働関 係調整法を制するが如きは本末顛倒である」と主張。 ㉕ 6/3 厚生省労政局長，労働保護課起草の労働保護法制定に非公式原案をGHQに提出。（原資料は欠） ㉖ 6/3 労働保護課，「労働保護法草案の要旨」をまとめる。 ・事業主の安全教育に対する義務。 ・最低年令を15才とする。 ・所謂徒弟を禁止し技能習得を目的とする未成年者の使用は資格及技能を有する者に限って許可。 ㉗ 6/26 関東労働組合協議会，阪神電鉄労働組合等の代表，労働関係調整法案に関する公聴会において，「労 働者の基本的人権を擁護するために労働法の制定を急ぐべきである」と強調。 ㉘	5/- 1月以来，資本家の生産サボタージュに対し， 労働者の「生産管理」が主要な争議戦術となり 東芝，東宝，日本鋼管など180件余に達する。 ㉙ 5/- 運輸省，船員教育委員会を設置。 ㉚ 6/3 GHQコーエン労働課長，協会の解散を要請。 7/30 同会解散。資産一切を新設の中央労働学 園に寄附。 ㉛ 6/21 中央失業対策委員会，厚生大臣あて，「知識階 級失業者救済のための具体的方策」を答申，精 神労働と肉体労働の価値に対する差別の撤廃， 学校教育と勤労の結合，知識階級専門の職業紹 介機関，職業補導所，授産施設の附置等につき 答申。 ㉜ 6/29 厚生省，公衆衛生院養成訓練規定を公布。 ㉝ 6/- 関西配電（株），社員，雇員および男子職員の 身分的差別を撤廃。 ㉞
6/8 枢密院，憲法改正案を可決。 ㉑ 6/12 連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処 罰等に関する勅令公布。 ㉒ 6/12 政府，公職適否審査委員会の設置を決定。7/1 同委員会官制公布。 ㉓ 6/19 金森徳次郎，憲法問題専任大臣として国務相に就 任。 ㉔ 6/20 憲法改正案，帝国議会に提出。 ㉕ 6/21 マッカーサー，極東委員会の決定に基づき議会に おける憲法改正案討議の3原則に関する声明を發 表。 ㉖ 6/22 食糧メーデーのブラカード問題化。 ㉗ 6/29 日本共産党，「日本人民共和国憲法（草案）」を 発表。「すべて人民は教育をうけ技能を獲得する 機会を保障される」 ㉘		

A. 政治経済の動き、憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実態及び関連事項
7/2 極東委員会、新日本国憲法の基本諸原則を全会一致で採択。（主権在民および天皇制廃止または民主化の勧奨） ㉔ 7/6 米政府、上記につきマッカーサー宛指令。 ㉕	7/4 労務法制審議委員会委員勝木新次（労研所員），いわゆる「勝木案」を提出。 ・最低年齢を16才とする，義務教育終る者は満15才。（義務教育9年制を想定） ○男女未成年者（18才以下）には徳性を傷ふ惧れある作業には就かせない。 ・未成年者は勤務時間中職業教育を受けるための時間が与えられる。 ㉖ （勝木を会員とする衛生協会も勝木案と同趣旨の案を提出している） ㉗ 7/9 厚生省，臨時法制調査資料を臨時法制調査会幹事会に提出。 ○憲法の趣旨に鑑み，労働保護法（仮称）の制定について研究中であること。 ○現在の工場法は女子及び年少者の身体保護を目的としているのに対し，労働保護法は雇傭関係に随伴する身分的拘束を排除し，労働者をして人たるに値する生活を営ませるに必要な最低限の労働条件の基準を定めることを目的とする。 ・その内容には最低年齢に関する規定の他に，婦人年少者及び徒弟の保護に関する規定が含まれること。 ○事からの特殊性に鑑み，法案は労務法制審議会で研究審議するようにしたこと。 ㉘ 7/10 第9回対日理事会において，ソ連代表デレヴィヤンコ中将，日本の労働立法の改正につき発言。（最低年齢14才未満とし，14～16才の労働時間を4時間とし，16～18才を6時間とするよう勧告，教育に関する発言は特になし） ㉙ 7/15 厚生省労政局長，「労働保護法案作成の資料とするため，279の事業主団体と649の労働組合に対し質問書を発送。（労資双方より147の回答をそれぞれ得る）○法改正の必要。○法制定の必要。○規定の内容について質問。「労働保護に関する主要問題」14項目を整理，うち教育に関する発言の多かった項目。 ・⑦労働者の最低年齢は何才が適当であるか。 ・⑧年少労働者の特別保護に関しては如何なる規定が必要か。 ・⑨徒弟制度は我国産業の再建に必要なかどうか。必要があるとすれば，その特別保護に関しては如何なる規定が必要か。 ㉚ 7/15 デレヴィヤンコ中将の発言に対する総司令部の声明。 ・最低年齢15才。 ・保護年齢16～18才。 ㉛ 7/15 労政局長，労働保護法草案の作成にあたり，労・使双方との座談会の開催を計画。労・使双方に案内状を出す。 ㉜ 7/16 厚生大臣河合良成，議会で，「労働保護法をできるだけ早い機会に制定する」と発言。 ㉝ 7/19 労働保護課，労働者側代表との座談会を開催。（労働組合総同盟をはじめ，16の組合に案内状を発送。うち13組合より16名出席。政府当局者のほか労務法制審議委員会の委員末広巖太郎も出席） ○法律の名称は労働者の基本的人権に基く当然の権利であるという趣旨から「労働法」とすべきである。「労働保護法」は恩恵的なものに考えられるから不可。（労協），（日本電器），（国鉄） ○労働憲章として先ずまとめる。次に労働組合法，労働保護法等をまとめる。（国鉄） ○婦人未成年者については特別保護が必要。（労協） ・徒弟制度は封建的非民主的存在であるから直ちに廃止すべきである。（労協） ・職工学校の如きものを作って技術性及体位の向上に資すべきである。16才の保護年齢は低すぎる。（国鉄） ㉞	7/9 GHQ，職業紹介制度改革につき指令。 ㉟ 7/12 厚生省勤労局長，各地方長官あて，「職業補導実施要綱に関する件」を通牒。 職業補導の趣旨，補導所の開所，補導種目，指導員の資格条件，補導生の募集並に選定，補導教程，その他につき指示。 ㊱ 7/18 司法省，看守教習規程，看守教習所規定を公布。 ㊲

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実態及び関連事項
	7/20 労働保護課，使用者代表との座談会を開催。（日本製鉄，三菱重工業をはじめ16事業所の代表に案内状を発送。うち13名出席。政府当局者及び労務法制審議委員会委員も出席） ○「労働保護法で結構。」（三菱重工） 今後の日本経済のあり方はアメリカ式で行くかソ聯式で行くか二つに一つであると思う。マ司令部の占領下にある現在労働保護法の基盤もアメリカ式で行くべきであると思う。（三菱重工） ○労働者に忠実服務の義務を負わせるべきである。（繊維協会） 極端な不良工は保護の対象から除くべきだ。（三菱重工） ・能率安全衛生等あらゆる面からみて3月位の特別予備訓練が必要。（全国鉱山会） ・最低年齢15才，国民学校卒は14才。（三菱重工） ・徒弟制度は是非必要。（三菱重工）。今後の産業復興は中小工場が中心となるだろう。人道上の問題からも監督は必要。（三菱重工） ④6 7/22 厚生大臣，正式に労務法制審議委員会に対して労働保護法案の起草について諮問。（法案の起草は公聴会にかける前に総会に諮るべきことを条件として，末広厳太郎を委員長とする12名の小委員会—公聴会前に5回開催—に一任）。 ○この日の総会で，加藤勘十委員，憲法草案の「すべて国民は勤労の権利を有する」との規定にもとづき，勤労の権利を保障するものとして各種条件が規定されなければならない，「労働法」として制定されるべきであると主張。 ・志賀義雄：徒弟制度は「従来の封建的なものを省くならば日本の技術を向上する上においてかならずしも不可ではありませんけれども……」 ・足立 正：100人未満の工場が93%，職工数にしても52%の実情を考慮していただきたい。 ・末広厳太郎：中小工場の共同技能者養成施設として「大森機械工業徒弟学校」の例をあげ，中小工場の技能者養成のあり方につき説明。 ④7 7/26 労務法制審議委員会，第1回小委員会開催。 ・末広厳太郎：徒弟は今の工場法式だ，年期奉公の半強制的労働の排除をするようにすべきだ。 ・松岡 駒吉：年期徒弟は飽く迄へかん。 ・北岡 寿逸：徒弟は工業教育の問題であり，年限は3年位必要。 ・松岡 駒吉：桂 泉，末広：5年は長すぎる。 ・篠原三千郎：新たな徒弟制には賛成—中小企業が復活する。 ・末弘：本法に入れずに徒弟法にした方がよい。 ・松岡，末弘：名前を換えて，新らしく取扱え。 ④8 7/26 小委員会，労働条件（最低）基準法（労働法護法）草案（第5次案）を作成 ○法律の名称が問題となる。 ○労働条件の決定について労資は対等の立場にあるべきこと。 ・徒弟に関する規定は，第3章賃金が新設されたため，第6章から第7章に移される。名称が問題になり，改められることになる。未定（この段階では）。 ・「徒弟の意義」，「徒弟使用者の制限」，「一般規定に対する例外」，「徒弟の保護」の4項目に分けて徒弟に関する規定が定められる。 ・使用者は，徒弟，見習，養成工その他何らの名称を以てするに拘らず「技能の習得を目的とする未成年者」を酷使してはならないとされる。 ・「徒弟」は「技能の習得を目的とする未成年者」と書き改められる。 ④9 7/28 第2回小委員会開催 ○植村甲午郎：この法律は即時実施するか余裕を置くか。 ○局長：余裕を置く，コーエンの言。	

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
8/6 GHQ、戦時以来の全統制会の解散と戦後経済統制の新機構確立を命令する覚書。 (100) 8/9 日本産業協議会結成。（重要産業協議会解散後の新組織、会長石川一郎） (101)	・志賀：安全教育は附帯決議で、安全の問題は組合に責任を持たせよ。 ・桂：家内労働者はどうなる。 局長：家内工業は適用を受けぬ（私見）。 桂：全部入れてもらいたい。 ・北岡、志賀：12才以上の者の特例につき「就学に差支ない限り」を入れよ。 ・志賀：（徒弟の契約に際して）、親の搾取、親の弱身につけこむ人買い（的行為）を禁ぜよ。 (50) 7/30 第3回小委員会開催、「第7章 徒弟」についての審議 ・鮎沢巖：将来の産業と労働組合の発展等いろんな角度から見て頂きたい。将来の産業は中小工業で徒弟も増えるのじゃないかと思う。 ・末弘：これ（徒弟に関する規定）と関連して少年工の教育規定が欲しい。徒弟に付いても技術面だけでなく教育・精神面が欲しい。 ・末弘：いかなる名儀でもこういうものは徒弟で、これに当らないものは徒弟ではないと規定すべきだ。 ・志賀：廃止する方向にゆくべきだ。然し組合でやるもの又は見習工は必要と思う。法律の立前からこの章だけは封建的なものを認めて健全に発達させようとする立前だから異分子になっている。 ・国鉄当局者：専修部：一般、普通部：中学校卒業資格、専門部：専門学校資格。何れも職員で月給取り。 ・鮎沢：組合による保護助成を入れた規定を考えよ。全体の構成を別で考える。 (51) 7/30 日本林業会、「労働保護に関する主要問題」に関する意見提出。 ・一般労働者の最低年齢は男子18才、女子16才とし、14才～16才～18才までを保護労働者とし、保護労働者の労働時間は6時間以内とせよ。 ・樵夫、流筏夫、運材夫等の特殊技術を必要とするものは、徒弟制度に依らざるをえない。14～17才までの4ケ年を限度として一定課程の特技の研究以外は他の労働に従事させないようにすること。 (52) 8/2 第4回小委員会開催。 ・徒弟の争奪問題、 ・徒弟の労働組合による養成問題、 - 等論じられる。（しかし審議内容の詳細は不明、記録不備のため） (53) 8/6 労務法制審議委員会総会に諮るための小委員会案：「労働基準法草案」（第6次案）まとまる。 ○「労働者及び使用者は労働契約、就業規則及び労働契約の定めを遵守し誠実に義務を履行しなければならない」という義務規定を「労働条件」§2につけ加える。 ・第七章「徒弟」を「徒弟制度」と改め、「所謂徒弟の禁止」、「技能の習得を目的とする未成年者の使用」の2つに分けて規定。 8/7 労務法制審議委員会、総会を開催。（末弘小委員会会長、小委員会活動につき報告。小委員会で審議された事項は20項目にまとめられる） ○法律の名称を「労働保護法」「労働法」「労働基準法」「労働条件基準法」「労働条件最低基準法」のうちの何れを選ぶか。 ・養成した徒弟の争奪防止の規定を設けるかどうか。 ・在来徒弟と称して年少労働者を酷使した、他の一面では若い者を充分仕込む必要がある。新しい徒弟制度を作らねばならない。今後日本の産業を考え新徒弟制度の方針を与える必要がある。 ・末弘：「今後の日本の産業のことを考えると、徒弟制度というようなもので、優秀な職工を作る	7/31 「労働関係調整法」反対運動、全国各地におこる。 (41) 8/1 日本労働組合総同盟（総同盟）結成大会、第1回大会を開催。（会長松岡駒吉） (42) 8/5 全日本鉄鋼産業労働組合。「労働関係調整法」の制定に反対。全国一せいで24時間ストをおこなう。 (43)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
8/10 教育刷新委員会官制を公布。（総理大臣所轄，委員長安倍能成） ⑩② 8/12 政府，戦後経済再建整備に関する措置大綱を発表。 ⑩③ 8/16 経済団体連合会（経団連）創立。（代表理事石川一郎日産協会長） ⑩④ 8/21 日本社会党，帝国議会に，「才能あって資力なき青年の高等教育は国費である」ことを付加する修正案を提出。 高等教育をも，一定条件のもとに無償とすることを主張。否決される。 ⑩⑤ 8/22 持株会社整理委員会発足。（財閥解体措置の本格的開始） ⑩⑥ 8/24 衆議院，憲法改正案を修正可決。（賛成421，反対8） ⑩⑦	ということは，非常に大事だから寧ろ落付いて，新徒弟制度或は徒弟の学校等のことまで考えなければならぬのではないかという議論がありました。併しこれにつきましても，在来大きい工場などが徒弟の学校を実際に設けて，熱心にやったことがありましても，そういう所で一人前に仕上げて見ると，他の工場などが出来上った徒弟を抜いて行ってしまいうようなことがあり得る。そういう徒弟の争奪を防止するような何等かの規定でも置かないと，実際そういう学校というものは今後ともうまく行われないのではなからうかということが問題になります。」 ⑤⑤ 8/22 通信次官，厚生次官あて，「労働基準法草案に対する意見に関すること」申し入れ。 ○18才未満（32%）の年少者に深夜業の禁止の適用除外例を設けることを要望。 ⑤⑥ 8/22 連合軍総司令部労働諮問委員会，「日本における労働立法及び労働政策に関する勧告」を司令部に提出。 ○最低年齢15才，学校教育を修了したものは14才にすべきこと。 ・徒弟のための十分な法的保護を設くべきこと等勧告。 ⑤⑦ 8/— 7/15 発送の労働保護法案作成に必要な資料を与えるための「質問書」の回答をまとめる。 ・教育に関する意見については，〈資料Ⅲ〉を参照されたい。 ⑤⑧ 9/3 厚生省労政局長，「労働基準法草案に関する公聴会開催について」関係各省との打合せ会を主催。（商工省，運輸省，通信省，農林省，大蔵省，内閣印刷局，文部省の関係局長・課長出席）。 ○文部省：教育・研究について，労働時間等は適用できない。特殊性を考えてもらいたい。 局 長：考慮する。 ・文部省：§54について義務教育を修了の者について「就学に差支えない範囲で」を入れて欲しい。 ○商工局：権利と共に義務規定をもう少し書くように。（労働憲章として，あまりに労働保護のみを偏重している嫌いがある） ・商工局：先山養成のための実習（未成年者を対象とする）を認めたらどうか。 局 長：18才までは地上労働のみにしたらどうか。（坑内実習は）進駐軍関係がむずかしい。監督が困難である。 ○大蔵省：§66は未成年者以外は酷使し又は家事に使用してもよい意見にとれるから表現上工夫はないか。 ○大蔵省：全体として理想的にすぎ，雇傭量の減退の虞れあり，国際競争力を剥奪することにならないか。 ⑤⑨ 9/4 山梨県知事，労政局長あて，県下の「労働基準法草案に対する意嚮動向について」報告。 ○明電舎甲府工場長：「資本家保護法なるものが生れる必要なしとせず。」 ⑥① 9/5 公聴会①開催。（第6次案につき3経営者団体代表の意見をきく） ○具体的義務規定が欲しい。又そのための労働教育，公民教育が必要。 ・18才で特攻隊が勤まるのに危険事務に従事できないはずはない。 ・徒弟制度は（技能の保全のため）美術工芸員に必要。 ・良い親方を作る必要あり。 末弘：労働組合にその動きがある。 ・中小商工業に問題がある。 ・労働者教育を徹底し，良い労働者を作る必要がある。 ・合理的な明るい徒弟制度を打樹てたい。 ○日本商工経済会，「労働基準法案に対する意見」を公聴会に提出。 ⑥②	8/19 全日本産業別労働組合会議（産別会議）結成。 ④④ 9/1 厚生省勤労局長，各地方官あて，「職業補導所等新設拡充に関する件」を通牒。職業補導所の新設は，単に失業者救済の見地からのみならず経済再建公共事業の一環として，産業経済の再建，民生の安定に貢献すべきものであることを指示。 翌22年3月までに建築関係145所，附属建築関係23所，木工関係112所，木船関係14所，機械関係51所，手芸関係70所，事務関係18所，和洋裁関係40所，食品加工関係6所，石炭関係44所となる。 ④⑤

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
9/6 持株会社整理委員会，三井本社，三菱本社，住友本社，安田保善社，富士産業の5社を持株会社に指定。 (1～5次までに，合計83社指定) (108) 9/7 教育刷新委員会，第1回総会開催。 緊急を要する重要問題を決定。 ① 青年学校について。 ② 義務教育の年限について等。 (109)	○全負担を使用者に命じ，国家は単に監督者・監視者に過ぎない。積極的建設的施策に関する規定のないのは甚だ遺憾。 ○徒らに理想に走ることは戒め，可能な改善を図れ。 ○労働憲章的なものであるから，その中に労働倫理を宣言すると共に労働者教育の規定を設けるべきである。 (63) 9/6 公聴会②開催。（全日本産業別労働組合会議代表の意見をきく） ○本法は保護恩恵的なものか。憲法に基く権利義務規定から出発したものか。（全通） ○人たるに値する生活は誰れが保障するか。（産別幹事） 桂：国家を含めた国民経済。 ・§54の満15才は16才とせよ。15才とした科学的根拠は。（産別教宣） (64) 9/7 公聴会③開催。（11の産別経営者団体代表の意見をきく）。 ・勤労観，具体的な労働者の義務規定が欲しい。（鉄鋼），（セメント）（造船）（紙パルプ） ・§54の15才を18才まで引上げたらどうか。教育時間等に関する規定が必要。（化学） ・労働者の自覚と奮起を促す社会教育を受ける義務につき規定せよ。（紙パルプ） ＜社会教育機関の充実をはかれ＞ (65) ○日本瓦斯工業会：「労働基準法案に関する質問書及び意見の要旨」を公聴会に提出。 ○現状の如き赤字経営下にある多数の使用人は果して之を耐えることができるか。 ○労働者の労務に対する義務を具体的に表現して貰いたい。 (66) ○化学工業聯盟：「労働基準法草案公聴会に於ける質問の要旨」を提出。 ・最低年齢を15才にする根拠は。 ・新に未成年工に対し教育の機会を与える事を追加ありたし。 (67) ○セメント工業会：「労働基準法草案に対する意見」を公聴会に提出。 ○労働権を確認し，労働者の人格権，労働の尊貴性について相当進歩的なものである点敬意を払う。しかし ○労働憲章とも考えられる本基準法の狙は只単に弱者としての労働者の労働力の保護のみでは不全。更に進んで労働能力と労働精神を12分に助長發揮せしむる程のものでなくてはならぬ。 ○労働者の自覚と義務とが徹底しなければ危険。 ○義務観念を振作昂揚する規定必要。 (68) 9/8 公聴会④開催。（5労働組合代表の意見をきく） ○未組織，封建的産業も通じて「人たるに値する生活」の水準を規定せよ。（関東金属） ○各国法制の沿革のように思う。経済の現状を無視したものは空文になる。（全日本電気） ○§54の但し書は削除せよ。 }（関東金属） ・16才未満の者には職業教育に重点を置け。 ・高小卒者は会社の教育施設に入れることを条件に使用を認める。（全日本電気） ・機器には，2・3人の徒弟が多い。（全日本機器） (69) ○全日本電気産業労働組合協議会：「労働基準法案に関する公聴会に於ける意見」を公聴会に提出。 ○原則的に立法趣旨に賛成，要は実施。 (70) 9/10 公聴会⑤開催。（9経営者団体代表の意見を聞く） ○日本の現在置かれている（経済的）立場を考えよ。（日本石炭）	9/9 生活保護法公布。 (46)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成立過程を中心とする）関係	C. 実 態 及 び 関 連 事 項
9/13 教育刷新委員会，第2回総会を開催。 ① 「教育の根本理念」 ② 青年学校と義務教育制度 ③ 教育行政の問題 ④ 教員養成制度と教員再教育の問題を議題としてとり上げる。 (110)	○労働者の福利保障だけでよい。業者の立場の考慮だけでよい。両者の調整か。（日本石炭） ・工業学校卒の入坑，先山養成のための入坑を認めよ。（日本石炭） ・徒弟制度は必要，命令で規定せよ。（土建） ＜当局者：年期奉公を狙う，技術習得は排除しない＞ (71) ○財団法人日本鉄道会：「意見書」を公聴会に提出。 ○経過規定につき考慮せよ。 (72) 9/10 日本鉄鋼業経営者聯盟（9/7 公聴会出席）「労働基準法草案に対する意見」を提出。 ○勤労観，勤労者の義務につき具体的規定を設けよ。 ○敗戦日本の産業再建の為労働者経営者が共に協力するにふさわしきものか否か疑問。 (73) 9/10 公聴会⑥開催。（5労働組合代表の意見をきく） ○教育の機会と時間を与えよ。（進駐軍労組準備会） (74) 9/11 文部大臣官房文書課長（内藤）（9/13 各省打合せ会出席），労政局長あて，「労働基準法草案について」を申し入れ。 ○教職員の除外。 ○§54の修正，「就学に差支えない範囲で」を加えること。 (75) 9/12 公聴会⑦開催。（8事業団代表の意見をきく） ・養成看護婦は労働者か学校の生徒か。（日本医師会） ・子役について。（映画製作者联合会） (76) ○日本蚕糸業会，「労働基準法案に対する意見要旨」を公聴会に提出。 ○全般的に妥当。 ○経過規定必要。 ○他に4 繊維関係使用者団体の意見をまとめて添付。 ・最低年齢を16才にし，職場公民教育を実施すれば徒弟制度は不要。とするものから， ・現行通りでよいとするものまで，多様。 (77) 9/12 商工次官，厚生次官あて，「労働基準法草案に対する商工省意見について」を申し入れ。 ・紡績工場の就業制限年齢に関し特別経過規定を設けよ。 ○§2の義務規定を具体化せよ。 (78) 9/13 公聴会⑧開催。（9労働組合代表の意見をきく） ・染織工場へ弟子を連れて通う例の報告あり。 (79) 9/13 日本商工経済会，東京都商工経済会，「労働基準法案に関する意見」を提出。 ・労働者の権利を明らかにする一方，労働者の義務履行についても労働者教育の規定を設け之が普及徹底を期せられたい。 (80) 9/14 公聴会⑨開催。（17の労働組合代表の意見をきく） ・徒弟制度は廃止し，国家施設を考えよ。（経費は追々官費とせよ）（医療団） ・看護婦生徒は労働者として取扱え。（医療団） ・§66の「所謂徒弟の禁止」中「未成年者」の文字を削除せよ。（医療団） (81)	9/13 厚生省勤労局長，各地方長官あて，「知識階級失業応急救済事業実施に関する件」通牒。 (47) 9/14 厚生省勤労局長，「職業補導所等新設拡充計画に関する件」通牒。 (48)

A. 政治経済の動き・憲法・教育基本法・学校教育法関係	B. 労働基準法の制定過程（技能者養成規定の成力過程を中心とする）関係	C. 実態及び関連事項
	9/14 公聴会⑩開催。（8人の婦人労働問題研究家の意見をきく） ・授産場、床屋、理容師の女子の徒弟の場合、男の徒弟と一率には扱えない。男が家事をするのと女が家事をするのとは異う。（奥むめを）(82) 9/14 労働保護課、「労務法制審議会小委員会の原案に対する公聴会意見摘録」をまとめる。 1) 労働者側の意見。 ○「日本産業が破壊されたことは事実であるが、平和日本においては最早軍事費を負担することはなくなったことも事実である。……それ故産業再建の構想は労働者が同意する合理的な労働条件を基盤とするものでなければならない。かかる労働条件は労働科学の成果に依って、決定されなければならない。」 ○本草案は全体として進歩的であると認め承認する。 ・労働者の教育と文化施設の利用について配慮されたい。 ・最低年齢は16才とし、義務教育をおえたものに限り15才とすべきである。 ・上記の規定は大量解雇を惹起するおそれがあり、失業保険、失業手当制の確立が必要である。 ・16才未満のものは労働時間を短縮し、職業教育に重点を置き得るような規定を設けよ。 ・旧式の徒弟制度は全面的に禁止して、この機会に健全にして、合理的な明るい徒弟制度を確立すべきである。 ・徒弟制度は全廃して、将来技能工養成の為の技能工養成の規定と官公立の技能養成の施設を設けよ。 ・徒弟の雇入等に関し仲介者が利益を得ることを禁止せよ。(83) 2) 使用者側の意見 ○日本産業は戦争によって、破壊され、これから漸次再建されねばならない……このような労働基準の上に使用者及び労働者がよく協力して行けるかどうか、うたがわざるをえない。 ・本法案は日本の労働憲法たるべきものであるから、労働倫理の原則を宣言するものでなければならない。……それは又労働教育の原則を含まねばならない。 ○本法案は「使用者取締法」的色彩が濃厚である。 ○国家は使用者に義務を課するだけで、他に何等積極的措置も講じていない。 ・国家は監督や取締りの代りに、労働教育等の積極的な措置を講ずべきである。 ・§66の第2項（技能習得に関係のない作業に従事させてはならない）は実施が困難である。 ・経過規定を考えよ。（特に最低年齢の実施について）(84) 9/16 公聴会⑪開催。（一般希望者の意見をきく） ○現行の工場法、取締規則は何故空文化しているか。もし忠実に実施したら小工場は成立たなくなる。（小田原勤労署、榎本） ○大企業が実施できて、小企業は出来ない。中小工業を如何に保護するかが問題、大工左官など実際違反が多い、簡単にやれるようにせよ。（日立笠戸工場） ・最大の団体協約的なものたらしめ、労働力の培養維持、失業救済、職業補導、労働の意味等は別個に考えるべきだ。（日本鋼管、宮崎） ・§66「所謂徒弟の禁止」は削除せよ。（日本金属産業㈱、向坂） ・第7章「徒弟制度」は「教育享受権」と改めよ。憲法との関係で労働者の教育享受権を規定し、制度的経済的保障をすべきだ。使用者は労働者に対して技術に関する基礎教育の施設を設けなければならない。これができない使用者は就業手当を支給しなければならない。（北多摩教組 堀）(85) 9/16 文部大臣官房文書課長、労政局長あて、「労働基準法草案の修正について」申し入れ。 ○§54第4項に「15才以上で義務教育を終了しない者は就学に差支えない範囲で使用することができる」の1項を加えること。	